

# SellCa会員利用規約

SellCa会員利用規約(以下「本規約」といいます。)は、クイック・ネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するSellCaサービス(以下「本サービス」といいます。)に関し遵守すべき事項およびSellCa会員(以下「会員」といいます。)と当社との関係を定めるものです。

本サービスを利用する場合には、本規約の全文を読んだうえで、本規約に同意していただく必要があります。

## 第1章 総 則

### 第1条(目 的)

本規約は、本サービスに関し遵守すべき事項および会員と当社との関係を定めることを目的とし、会員と当社との間の本サービスの提供・利用に係る一切の関係において適用されるものです。

### 第2条(本規約への同意)

1. 本サービスを利用するには、本規約に同意の上、会員となる必要があります。本規約へ同意できない場合は、当社が提供する各種サービスを利用することはできません。
2. 本規約は、全ての会員に適用され、会員登録時および登録後に、お守りいただくことが必要となります。

### 第3条(定 義)

本規約において、以下の用語は下記の意味を有するものとします。

- (1)本サービスとは、当社が提供する「SellCaサービス」という名称のサービス(理由のいかんを問わず、サービスの名称または内容が変更された場合には、当該変更後のサービスを含みます。)であり、「SellCa査定」された車両を本ウェブサイト上でオークションに出品し、売却できるサービスおよびそれに付随する各種サービスを総称していいます。
- (2)本ウェブサイトとは、本サービスのために当社が会員の利用に供するウェブサイト(理由のいかんを問わず、ウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合には、当該変更後のウェブサイトを含みます。)をいいます。
- (3)会員とは、本規約に同意し、本サービスを利用するための会員登録を行い、本サービスを利用して自動車の出品を行う者をいいます。
- (4)出品とは、本サービスを利用して自動車について売買の申込みの誘引を行うことをいいます。
- (5)出品自動車とは、会員が出品する、または出品しようとする自動車をいいます。
- (6)購入者とは、本サービスを利用して買主として自動車の売買契約を締結した者をいいます。
- (7)対象自動車とは、本取引の対象とされた自動車をいいます。
- (8)提携店とは、出品自動車の査定を行う店舗または出張査定員として当社が指定した者をいいます。
- (9)陸送業者とは、対象自動車の陸送を行う業者を総称していいます。
- (10)最高入札価格とは、本ウェブサイト上でSellCa事業者会員によって入札された最高金額のことをいいます。
- (11)必要書類とは、対象自動車の名義変更に必要な書類のことをいいます。
- (12)SellCa査定車両情報とは、当社の査定システムおよび査定時に利用する書類により取得する車両査定情報を総称していいます。
- (13)売切価格とは最低希望売却価格のことをいいます。

#### 第4条(本取引の基本的な法律関係)

1. 本取引とは、対象自動車についての会員と購入者との間の売買契約およびそれに付随する一連の取引のことをいいます。
2. 本サービスにおいて、出品自動車の査定、対象自動車の陸送、名義変更については、当社が指定する業者を用いて行うものとします。
3. 会員は、本サービスを利用する場合には、本規約のほか、当社の定める各種利用規約および規程を遵守するものとします。

## 第2章 会員登録

#### 第5条(会員登録等)

1. 本サービスの利用を希望する者は、本サービスの利用に先立って、当社所定の情報(以下「登録情報」といいます。)を当社所定の方法により当社に提供することにより、会員登録を行うものとします。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する者が会員登録の申込みを行った場合、会員登録を拒否することがあります。また、当社は、会員登録後、会員が以下のいずれかに該当する者であることが判明した場合には、当該会員の会員登録を抹消することができます。なお、当社は当該措置の理由について一切開示義務を負わないものとし、また、会員登録の拒否および会員登録の抹消により当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。
  - (1)業として自動車の販売・購入を行う者。ただし、当社が認める場合、その限りではない。
  - (2)未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人その他独立して法律行為(契約)を行うことができない者。
  - (3)反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者またはこれらの者と密接な関わりを有する者をいい、以下同様とします)。
  - (4)登録情報の全部または一部につき、虚偽記載、誤記または記載漏れがある者。
  - (5)過去に本規約その他当社との契約に違反したことがある者またはその関係者であると当社が判断した者。
  - (6)第27条に規定する禁止行為をしたことがある、またはしようすると当社が判断した者。
  - (7)その他、会員登録を認めるのが相当でないとして当社が判断した者。
3. 会員が、会員本人が所有権を有さない車両を本サービスを通じて売却しようとする場合、会員は、登録情報に加えて、所有者の名称、所有者と会員の関係、本サービスを通じて当該車両を売却することについての所有者の会員に対する委任の有無などの当社所定の情報(以下「追加登録情報」といいます。)を当社所定の方法により当社に提供するものとします。会員は、追加登録情報の内容の真正につき、保証するものとします。
4. 会員は、登録情報に変更があった場合、常に最新の正しい情報に更新しなければなりません。当社は、登録情報に誤りがあったことにより当該会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負いません。たとえば、登録情報が運転免許証の記載事項と齟齬がある場合には本サービスによる自動車売買ができないことがあります。

#### 第6条(会員ID・パスワード)

1. 当社は、会員に対し、会員IDおよびパスワードを付与します。会員は、当該会員IDおよびパスワードを善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとし、これらを第三者に使用させ、または、譲渡、貸与、担保提供その他の処分をすることができないものとします。
2. 当社は、会員による本ウェブサイトの利用にあたり、会員IDおよびパスワードにより会員の本人確認を行うものとします。会員IDおよびパスワードを使用してなされた行為は、当該会員IDおよびパスワードを付与された会員による行為とみなします。

#### 第7条(会員情報の取扱い)

当社は、当社個人情報保護方針(<http://www.sellca-sellcar.com/privacy>)の定めるところにしたがい、本サービスに関連して会員から取得した個人情報その他の会員情報を取り扱います。会員は、当該個人情報保護方針にしたがって当社が会員の個人情報を取扱うことについて同意するものとします。なお、当社は、裁量により、会員が当社に提供した情報・データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として利用、提供および公開することができるものとし、会員はこれに異議を唱

えないものとします。

## 第8条(取扱いの委託)

当社は、本サービスの提供過程で取得した個人情報を、以下の定めにしたがい、提携店および陸送業者、購入者に対して取扱い委託します。

- 目的  
本規約に基づく自動車の査定、車両の引き取り等を円滑に行うため。
- 提供する情報  
会員の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証記載事項、自動車の車両登録番号、自動車検査証記載事項

## 第3章 サービス利用料

### 第9条(サービス利用料)

会員は、本サービスのサービス利用料を以下の通りとする。

- (1) 車両検査および出張等の手数料 …… 無料
- (2) オークションへの出品手数料 …… 無料
- (3) 車両の売買成約手数料 …… 30,000円(税別)

本規約第17条第1項第1号により取引が成立した場合の成約手数料です。

- (4) 商談成約手数料 …… 5,000円(税別)

本規約第17条第1項第2号により取引が成立した場合の成約手数料です。

(※売買の成約については本規約第17条に基づく)

ただし、売買に必要な手続きにかかる諸費用(印鑑証明書の取得費用や所有権解除にかかる手数料等)は会員の負担とします。

## 第4章 会員間の自動車売買

### 第1節 査定・出品

#### 第10条(査定)

1. 会員が本サービスにおいて自動車を出品するには、当該自動車の価値を客観的に評価するため、当社所定の査定を受けSellCa査定車両情報を取得する必要があります。査定を受けることができる自動車は、本規約に基づき本サービスで出品することが認められるものに限定されます。ただし、当社が査定の実施を不要であると判断した場合には、その限りではありません。
2. 査定の申込みは、本ウェブサイト等を通じて行います。会員は、査定の申込みの際、当社所定の手順にしたがい、必要な情報を登録する必要があります。
3. 査定は提携店店舗または、提携店による出張査定において、無償で実施されます。会員は、査定を受ける場合、当該自

動車の車検証の原本ほか、当該自動車の所有者であること等を証する書面等を提携店の査定担当者に提示する必要があります。査定の立会いを当該自動車の所有者以外が行う場合は当社の指示に従うものとします。

4. SellCa査定車両情報の有効期間は60日間とし、会員は査定実施から60日以内に当該自動車を本ウェブサイト上でオークションに出品することができます。ただし、査定実施から出品が30日を超える場合には当社指定の方法にて車両状態の申告をする必要があります。
5. 当社および提携店は、会員に対し、独自の判断に基づき、自動車に関する各種サービスの提案を行うことがあります。
6. その他査定の手続については、当社または提携店の指示によるものとします。
7. 評価点の設定の目的は、落札する際の参考にするためであり、査定結果および品質を保証するものではありません。

#### 第11条(出品)

1. 会員は、前条の査定後、当社所定の出品手続にしたがって、本ウェブサイト上でオークションに自動車を出品することができます。ただし、当社は、会員が出品できる自動車の台数、価格、その他の条件を定めることができるものとし、会員は、当該条件にしたがって自動車の出品を行うものとします。
2. 以下の自動車に該当すると当社が判断した自動車は出品することができず、出品後に以下の自動車に該当すると当社が判断した場合は、事前通知なく当該自動車の出品を取り消すことができるものとします。なお、当社は当該措置の理由について一切開示義務を負わないものとし、また、事前通知なく当該自動車の出品を取り消すことにより当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。
  - (1) 移転登録に必要な書類が完備しない自動車。
  - (2) 所有者が真に販売する意思のない自動車。
  - (3) 所有権留保(解除不能)等の非典型担保が設定されている自動車。
  - (4) 差し押さえ車、盗難車等の法的問題車、および抵当権付車(解除不能)や接合車に該当する自動車。
  - (5) 所有者が死亡している自動車(遺産相続対象となっている自動車)。
  - (6) 所有者が法人でその法人が破産手続開始、特別清算開始またはこれらに類する手続が開始された自動車ならびに倒産、清算終了またはこれらに類する手続が完了した自動車。
  - (7) 過去半年以内に業者専用のオートオークションに出品したことがある自動車。
  - (8) 出品することが不適当であると当社が判断する自動車。
3. 会員は、自身の責任で、出品自動車の売買について適用される法令および監督官庁の指示・指導を遵守しなければなりません。当社は、当該義務違反があったことにより当該会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負いません。

#### 第12条(売切価格の指定)

1. 会員は、出品時に売切価格を指定するものとします。会員が売切価格を指定し、売切価格以上の金額で入札があった場合には、会員は最高入札額で対象車両を売却することを承諾しなければならないものとします。
2. 最高入札額が売切価格を上回らなかった場合、会員が売却を希望しない限り売却は成立しないものとします。
3. 売切価格は車両価格の他、消費税、自動車税未経過分相当額、リサイクル預託金を含む金額とします。
4. 売切価格の変更については、オークション開始後から当該オークション終了までの間、その価格を引き上げることは不可とし、引き下げについては、弊社にご相談のうえ可能とします。

#### 第13条(出品期間)

出品期間は、出品日から起算して原則5日間とします。会員が希望する場合には再出品が可能です。

#### 第14条(出品の際の表示)

1. 会員は、出品自動車のSellCa査定車両情報およびその売買条件について、真実かつ正確な説明を行う義務を負います。会員は、提携店を通じて本ウェブサイトに掲載された出品自動車のSellCa査定車両情報の真実性・正確性について速やかに確認し、誤りがある場合には訂正しなければなりません。当社は、当該情報に誤りがあったことにより当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。
2. 出品の際、当社は会員に対して、SellCa査定車両情報に基づく買取相場価格の提示、その他の情報提供・最低希望売却価格設定のアドバイスを行うことがあります。その正確性、真実性、適切性および有用性を保証するものではありません。

せん。当社は、当該情報提供・アドバイスに依拠したことにより当該会員に生じた損害や不利益について、第33条に定める場合を除き、一切責任を負いません。

3. 出品の際、当社は、提携店が撮影した出品自動車の写真およびSellCa査定車両情報(車台番号を含み、以下同様とします。)を本ウェブサイトに掲載します。会員は、当該写真およびSellCa査定車両情報についての著作権および著作者人格権が当社または撮影者に帰属することを確認するとともに、当社または当社が指定する者による当該写真およびSellCa査定車両情報の利用について出品中、出品終了後を問わず異議を述べないものとします。

#### 第15条(出品自動車の車両状態の変更)

1. 会員は、出品後に事故等により破損・故障した場合等、出品自動車の車両状態に重大な変更が生じた場合、速やかに当社へ通知するものとし、当社の指示にしたがうものとします。ただし、会員が当社の指示に従わない場合、または第11条第2項各号の自動車に該当することになったと当社が判断した場合、当社は、当該出品自動車の出品を取り消すものとします。
2. 会員が前項の通知を怠った場合には、会員は当社に対し、別途定める違約金を支払うものとします。出品自動車の取り扱いについては、前項に準じるものとします。

#### 第16条(出品の取消し等)

1. 当社は、会員、出品自動車その他出品に関し本規約の違反があった場合、当該出品を取り消すことができるものとします。
2. 会員は、オークション開始後、当該オークション終了まで、出品自動車について、会員側の都合による出品取消、停止等ができないものとします。

### 第2節 本取引

#### 第17条(本取引の成立)

1. 本取引は、以下の場合に、会員と購入者との間で成立するものとします。
  - (1)最高入札価格が出品時に設定した売切価格(最低希望売却価格)を上回った場合は入札期間が終了した時。
  - (2)入札終了時点において最高入札価格が出品時に設定した売切価格を下回っている場合は会員が当社に対して当社所定の方法で売却意思の通知を発信し、当該通知が当社に到達した時。
2. 当社は本取引成立後速やかに会員に対し、本取引が成立した旨を通知するものとします。本取引の成立後は、会員および購入者が一方的に本取引をキャンセルすることはできず、また、本取引を合意解除することはできないものとします。
3. 会員は、落札通知又は売買契約通知の後、車両の引渡し及び名義変更が未了の間に限り、当社の承認及び次に掲げるペナルティの支払を条件に売買契約を解除することができるものとします。  
成約代金の5%又は10万円のいずれか高い方(別途実費の負担が必要)
4. 会員が前項の解除をする場合、解除の申出日当日または翌日までに、ペナルティ全額を支払わなければならないと、当社による支払完了の確認をもって、解除の効力が生じるものとします。
5. 会員は、落札通知又は売買契約通知の後、車両の引渡し及び名義変更が未了の間に、購入者が本取引をSellCa事業者サービス利用規約第11条1項に基づき解除する可能性があることにあらかじめ同意します。この場合、ペナルティ10万円を当社が購入者に代わり会員に支払うものとします。

#### 第18条(売買代金等の支払い)

1. 会員は、当社に対し、購入者から支払われる対象自動車の売買代金を当社が代理受領することをあらかじめ承諾するものとします。当社が購入者から売買代金を受領したときは、購入者の会員に対する売買代金の支払債務は消滅するものとし、当社は、次項に従い、売買代金を会員に引き渡します。

2. 当社は、本規約に基づく対象自動車および必要書類の引渡が完了した日から原則として7日後（初日不算入の原則に従う／土日祝の場合は翌営業日）に、会員が指定する金融機関口座に振込送金（振込手数料は会員の負担とします。）する方法により、会員に対し、購入者から受領した対象自動車の売買代金を売買成約手数料その他本規約により控除すべき費用を控除の上支払うものとします。ただし、対象自動車について、購入者からクレームの申出があった場合には、当社は、クレームを解決するための合理的な期間、当該支払いを留保することができます。
3. 会員が指定する金融機関口座は、会員が所有権を有する車両の場合には会員名義の口座、また、会員本人が所有権を有さない車両の場合には所有者名義の口座に限るものとします。なお、当社は、会員が誤った振込先金融機関口座を指定したことによって当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。
4. 会員が前項に従って金融機関口座を指定しない場合には、当社は、会員が金融機関口座を指定するまでの間、対象自動車の売買代金の支払いを留保することができ、それによって当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

#### 第19条(対象自動車の引渡し・名義変更等)

1. 会員は、当社所定の必要書類については車両引渡日までに郵送するものとする。対象自動車については第17条第1項に基づく通知があった日から出品時に設定した引渡期限までに、当社所定の手続にしたがって、会員が指定した引渡し場所において、当社または、購入者もしくは購入者が指定する陸送業者に引き渡さなければなりません。購入者もしくは購入者が指定する陸送業者は、会員から対象自動車および当社所定の必要書類を受領したときは、会員に対し、車両等引渡書・受領書を発行するものとします。
2. 当社は、陸送業者に対する対象自動車の引取の委託、対象自動車の車検証等の書類の引渡しを行います。
3. 必要書類の郵送費用については会員負担とする。
4. 会員が第1項の引渡しを遅滞したときは、第31条第1項第2号または第3号に定める違約金を支払うものとします。

#### 第19条の2(交通違反等により車検証の取得ができない場合の措置)

1. 本取引成立前に発生した交通違反等により、購入者が対象自動車の車検証の取得ができない場合、会員は、当社からの対象自動車の車検証を取得可能な状態とするために会員の必要な行為を求める通知を受けた日から7日以内に、交通反則金の納付等により車検証を取得可能な状態にしなければならないものとします。
2. 前項の期限を遅延した場合、会員は当社に対して金1万円を支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を支払うものとします。
3. 会員が当社からの通知があった日から30日以内に車検証を取得可能な状態にした上で当社に連絡をしない場合には、当社は、次条により、本取引を取引中止とすることができるものとします。

#### 第20条(本取引成立後の取引中止)

1. 当社は、本取引成立後において、引渡し等の不履行その他本規約違反があった場合、本取引の履行に関する本サービスの提供を中止すること（以下「取引中止」といいます。）ができます。取引中止により本取引は終了し、当社及び購入者は、以後の履行の責任を免れ、会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負わないものとします。
2. 前項により取引中止となった場合、会員は当社に対して、第31条第1項第1号に定める違約金を支払うものとします。
3. 取引中止の原因となった事由が出品者の故意または過失による場合で、当社が違約金額を超える損害を被ったときは、当社は、その旨を立証して、生じた損害全額の賠償を請求することがあります。

#### 第21条(対象自動車の状態が大きく異なる場合の措置)

1. 会員は、対象自動車の引渡し時において、次に定める事由がある場合、SellCa事業者サービスクレーム・ペナルティ細則（以下「細則」といいます。）に従い、当社より次項に定める措置を求められることにあらかじめ了承するものとします。
  - (1) 査定内容に記載された傷・ヘコミ・交換以外の箇所にそれらが発見された場合。
  - (2) 査定内容に記載された装備品の変更・取り外しがあった場合。
  - (3) 査定内容に記載された車両や売却に係る書類（保証書、整備手帳、取扱説明書、自賠責保険証、自動車納税証等）の紛失、汚損、破損等があった場合。
  - (4) その他、当社が査定時の状態と大きく異なると判断した場合。
  - (5) 引き渡された対象自動車が、SellCa車両査定情報に照らし、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであると認められる場合。
  - (6) 対象自動車について不実告知（査定項目に関する不告知を含む）があった場合。
2. 前項に該当すると当社が判断した場合、以下の事由に応じた措置を取ることとします。
  - (1) 会員の責めに帰すべき事由
    - ア 代金減額（減額すべき額は、当社が仲介し、購入者と会員が協議の上決定します）。
    - イ 会員の費用負担による瑕疵の修補（修補可能な場合に限ります）。
    - ウ 本取引の中止・解除
  - (2) 当社の責めに帰すべき事由
    - ア 代金減額（減額すべき額は、当社が仲介し、購入者と会員が協議の上決定します）。
    - イ 本取引の中止・解除
3. 第1項の事由により本取引が中止されたときは、会員または当社は、次に定めるところに従い、違約金等を支払うものとし、故意または重過失がない限り、違約金を超える賠償等の責任を負わないものとします。
  - (1) 第1項の事由が会員の責めに帰すべき場合  
会員は、第31条第1項1号による違約金及びクレームの事実確認に要した費用（確認のための陸送・移動にかかる費用を除く）を支払う。
  - (2) 第1項の事由が当社の責めに帰すべき場合  
当社は、違約金1万円を支払う（故意または重過失による場合を除く）。

## 第22条(対象自動車の所有権の移転)

1. 対象自動車の所有権は、引渡しが完了したときに、会員から購入者に移転するものとします。ただし、所有権留保特約等により会員が対象自動車の所有権を有していなかったときは、引渡しに加え、所有者からの所有権の取得と購入者への移転を要するものとします。
2. 前項の引渡しとは、購入者による対象車両の引取りまたは会員による陸送会社への搬入が完了したときをいうものとする。
3. 購入者は、引渡し完了後に、会員の責めに帰することなく対象自動車が滅失、損傷した場合、所有権留保特約の有無にかかわらず、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び解除をすることができないものとします。

## 第23条(所有権移転後の売買契約の解除)

1. 会員は所有権移転後であっても、対象自動車に以下の各号の事由（以下、「解除事由」といいます。）が存在することが確認された場合、本条第4項に基づく購入者の意思表示により、本取引が解除されることを予め承諾するものとします。ただし、契約解除可能期間は、それぞれ次に定めるとおりとします。
  - (1) 盗難および車台番号改ざん等により完全な所有権移転ができない場合（無制限）。
  - (2) 担保設定等により完全な所有権移転ができない場合（無制限）。

- (3)使用済自動車の再資源化等に関する法律(リサイクル法)第2条第2項の「使用済自動車」として引取報告または移動報告がされており完全な所有権の移転または車検の取得ができない場合(無制限)。
  - (4)交通違反等により完全な所有権の移転または車検の取得ができない場合(無制限)。
  - (5)災害車(冠水歴車、消火剤散布歴車等)(90日間)
  - (6)接合車であることが判明した場合(30日間)。
  - (7)メーター改ざん、走行距離不明およびメーター交換、積算計桁数不足によりメーターが1周以上走行距離が変わる車両その他の走行距離が不明となる事由(これらにつき車検証、保証書上で走行距離の確認が不可能な場合のみ)がある車両またはそれに準ずる車両であることが判明した場合(180日間)。
  - (8)その他細則第8条に定める解除事由が存在することが判明した場合(細則の定める解除可能期間)
- 2. 前項の解除事由が存在することを理由とする本取引の解除の場合、会員は第31条第1項第1号所定の違約金を支払うものとします。
  - 3. 本条第1項各号の事由が存在することが確認された場合、購入者は、本取引を解除できるものとし、解除の意思表示を当社を通じて会員に対して行うものとします。
  - 4. 本条第1項により本取引が解除され取引中止となった場合、会員は、取引中止の通知を受けた日を含む3日以内に当社に対象自動車の売買代金および購入者が負担した当該車両の陸送費など本取引に要した費用の全額を当社に支払うものとします。その後、当社の仲介により別途定める返還期日および場所において、会員は購入者から対象自動車の返還を受けるものとし、返還完了後に、当社は、会員に対し、対象自動車に関する必要書類一式を返還します。

## 第24条(税金)

- 1. 会員は車両引取月末日(軽自動車は売買契約成立年度末)までの自動車税相当額を負担するものとします。
- 2. 本サービスでは、車両価格の平準化を目的として、車両価格とは別に当社所定の自動車税月割り想定金額を表示するものとします。月割り想定金額は標準税率を基準とし、制限税率による都道府県ならびに市町村対応および軽減税率対応、その他の特例等への対応はなされないものとします。月割り想定金額は売買代金を算定しやすくするための当社所定の設定金額であり、個別の税金金額を特定・確定するものではありません。会員は、月割り想定金額と実際の税金金額に差異がある場合には、差異分が車両価格から差し引かれることを予め承諾するものとします。
- 3. 名義変更が4月または5月となる取引の場合、会員はその4月から始まる年度の自動車税・軽自動車税の納付書を、納付書の到着後2週間以内に当社に送付するものとします。会員は、対象自動車の売買代金の支払額のうち自動車税・軽自動車税に相当する金額の支払を留保し、会員から納付書を受理した後、留保金額により当社が自動車税・軽自動車税を代理で納付することにつき予め承諾するものとします。
- 4. 会員は前項に定める自動車税・軽自動車税の納付書を当社が指定する期日までに当社への送付が確認できなかった場合、第31条第1項第5号に定める違約金を支払うものとします。
- 5. 会員は、出品自動車が減免および免税等の対象車両である場合は必ず当社に申し出るものとし、本取引成立後にこれらが発覚した場合、会員は本取引で設定された自動車税相当額の差額を購入者に返金しなくてはならないものとする。
- 6. 出品車両に関する「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づく料金の会員への払い戻しはないものとします。

## 第3節 オプション

### 第25条(オプションのサービス)

- 1. 当社は、本規約に定める各サービスのほか、会員に対し、有償または無償で、本サービスに関連するサービスを提供することができるものとします。

2. 会員は、当社が前項の規定に基づき提供するサービスを利用するときは、当社が別途定める規約等に従うものとします。

## 第5章 雑 則

### 第1節 会員の責務

#### 第26条(インターネット接続環境)

1. 本サービスをご利用いただくためには、インターネットに接続する必要があり、会員の費用と責任において、本サービスを利用するために必要となる回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段をご用意いただくことが必要となります。その通信手段・機器・ソフトウェアの設置や操作についても、会員の費用と責任において、適切に行っていただく必要があります。
2. 当社は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し、一切関与せず、会員に対するサポートも行いません。
3. 会員は、サービスを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更される可能性があることを理解したうえで、サービスを利用するものとします。

#### 第27条(禁止行為)

会員は、本サービスにおいて、以下の各号のいずれかに該当するまたは該当すると当社が判断する行為(以下「禁止行為」といいます。)を行ってははいけません。

- (1)本規約に違反する行為。
- (2)法令もしくは裁判に違反するまたはこれらに準ずる行為。
- (3)当社または第三者の知的財産権、プライバシーに関する権利または利益、名誉その他の権利または正当な利益を侵害する行為。
- (4)公の秩序または善良の風俗に反する行為。
- (5)虚偽の情報を登録する行為。
- (6)同一人が複数の会員登録を行う行為。
- (7)以下の者が会員登録をし、または出品もしくは購入する行為。
  - ① 未成年者、制限行為能力者その他独立して法律行為(契約)をすることができない者。
  - ② 反社会的勢力等に該当すると当社が判断した者。
- (8)第三者に対し、IDおよびパスワードを譲渡または貸与する行為。
- (9)他の会員のIDおよびパスワードを用いて本サービスを利用する行為。
- (10)法令上必要とされる許認可等を備えずに出品または取引する行為。
- (11)日本国外で出品または購入する行為(当社が認めた場合はこの限りではない)。
- (12)第11条第2項各号に該当する車両を出品する行為。
- (13)同一車両を重複して出品する行為。
- (14)本サービスへの出品期間中に同一車両を他社のサービスやその他の方法により売却する行為。
- (15)市場価格から著しく乖離した価格で出品する行為。
- (16)特定の購入者のために自動車を取り置く行為。
- (17)マネーロンダリングを目的とした行為。
- (18)成立した取引の履行を遅延させ、または円滑な履行を妨げる行為。
- (19)購入者に直接接する行為、本サービス外で取引を進展させようとする行為。

- (20) 当社または第三者になりすます行為、当社または第三者の行為であるかのような誤解を招くまたはそのおそれのある行為（当社または第三者の商標、ロゴマーク等を、自己を示すものとして使用する行為等を含みます）。
- (21) 当社または第三者に対する嫌がらせ、業務妨害または誹謗中傷行為。
- (22) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いる行為。
- (23) 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (24) 暴力または脅迫的な言動を用いる行為。
- (25) 本サービスを通じ、以下に該当または該当すると当社が判断する情報を投稿または発信する行為。
- ① 当社または第三者の名誉・信用を毀損するまたは業務を妨害する表現を含む情報。
  - ② 過度に暴力的または残虐な表現を含む情報。
  - ③ 露骨な性的表現または過度なわいせつ表現を含む情報。
  - ④ 人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、教育または経済的關係等による差別につながる表現を含む情報。
  - ⑤ 営業もしくは宣伝広告（事前の許諾がある場合を除きます。）または過度な政治的主張を含む情報。
  - ⑥ その他、違法・反社会的な内容もしくは他人に不快感を与える表現を含む情報または本取引と無関係な情報。
- (26) 第三者の個人情報やプライバシー情報を収集、公開または提供する行為（本取引の履行のため必要な行為を除きます）。
- (27) 収集・取得した第三者の個人情報やプライバシー情報を本取引を履行する目的以外の目的で利用する行為。
- (28) 当社のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為。
- (29) 技術的手段を利用して当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスまたはそれを試みる行為。
- (30) 本サービスの不具合を意図的に利用する行為。
- (31) 本サービスに関して提供される当社のソフトウェア、プログラム、データベースなどを、複製、改変、貸与、譲渡、公衆送信（本サービスの機能を使用して公衆送信する場合を除きます。）し、またはリバースエンジニアリング、逆アSEMBル、その他の方法で解析する行為。
- (32) 当社に対し同様の質問や問い合わせを不必要に繰り返す行為、荒らし行為、スパム行為その他本サービスの運営を妨げるまたはそのおそれのある行為。
- (33) その他当社が不適切であると判断する行為。

#### 第28条(禁止行為違反の措置)

当社は、会員が前条の禁止行為を行ったと判断した場合、事前に当該会員に通知することなく、以下の措置をとることができるものとします。当該措置によって当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

- (1) 注意または警告。
- (2) 出品の取消し。
- (3) 本サービスの利用停止。
- (4) 取引の中止
- (5) その他当社が適当と判断する措置。

#### 第29条(会員間の紛争)

会員は、本サービスに関し他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合には、ご自身の費用と責任で解決しなければならず、原則として当社にその解決を求めることはできません。ただし、当社は、必要と判断した場合、当該紛争の解決のため関与することがあります。

### 第30条(損害賠償)

会員は、本サービスを利用したことに起因して当社に何らかの損害(合理的な弁護士費用等を含みます。)を与えた場合、当社に対し損害を賠償する責任を負います。

### 第31条(違約金)

- 以下の各号のいずれかに掲げる場合、会員は、当社に対し、違約金として当該各号に掲げる金額を支払うものとし、
  - 本取引成立後の会員の責による本取引の中止・解除:10万円もしくは成約金額の5%のいずれか高い方のキャンセル料金。
  - 第19条第1項で定める所定の期限までに、当社に当社所定の必要書類を引き渡さなかった場合:5万円、以降7日ごとに1万円。
  - 第19条第1項で定める所定の期限までに、当社および購入者または購入者が指定する陸送会社に対象車両を引き渡さなかった場合:5万円、以降7日ごとに1万円。
  - SellCa会員利用規約の違反の程度が著しいと認める場合(車両を落札した購入者への直接的な連絡した場合を含む):5万円。
  - 第24条に定める自動車税・軽自動車税の納付書を当社が指定する期日までに送付しなかった場合:5万円。
  - 第15条第1項所定の通知を怠った場合:5万円
- 前項各号に定める違約金の支払義務は、本取引の不成立または解除の場合においても消滅しないものとします。
- 当社への支払いに関する振込手数料は全て会員負担とします。

## 第2節 免責・責任制限

### 第32条(不保証)

- 当社は、本サービスおよび本ウェブサイトについて、法律上許される範囲内で、一切の諸事項(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等が無いことを含みますが、これに限られません。)を保証しません。
- 会員は、出品自動車の査定、対象自動車の陸送、名義変更および保証に関して当社指定業者との間で紛争が生じた場合には、当該業者との間で解決するものとし、当該紛争につき当社は責任を負いません。ただし、当社は、必要と判断した場合、当該紛争の解決のため関与することがあります。
- 当社は、車両お引渡し後に発覚した、車内の忘れ物・紛失等については一切の責任を負わず、紛失による損害は補償しません。

### 第33条(責任制限)

当社は、当社の故意または重過失による場合及び別段の定めがある場合を除き、本サービスに関して、過失により会員に与えた損害のうち、直接かつ現実に生じた通常損害に限り、5万円を上限として賠償責任を負うものとします。

## 第3節 その他一般条項

### 第34条(本規約の変更)

当社は、必要と判断する場合、事前に会員に通知することなく、本規約を変更できるものとします。会員は、本規約変更後引き続き本サービスを利用した場合、本規約の変更に同意したものとみなし、本規約変更後は、変更後の本規約が適用されるものとします。

### 第35条(本サービスの中断、変更、終了)

1. 当社は、本ウェブサイトのメンテナンスや障害対応、天災等の不可抗力、その他当社が必要と判断する場合、事前にまたは緊急の場合は事後に会員に通知することにより、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
2. 当社は、当社の判断により、いつでも本サービスの全部または一部を変更または終了することができます。
3. 当社は、前各項による本サービスの中断、変更、終了によって会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

### 第36条(本サービスの利用停止等)

1. 当社は、会員が以下のいずれかに該当すると判断した場合、事前に当該会員に通知することなく、会員登録の拒否、本サービスの利用禁止または一部もしくは全部の提供停止、その他当社が必要かつ適切と判断する措置をとることができるものとします。当該措置によって当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。
  - (1) 禁止行為を行った場合
  - (2) 登録メールアドレス、電話番号、住所によって通知・連絡できない場合。
  - (3) 債務超過、無資力その他支払能力がない場合。
  - (4) 破産、民事再生その他の倒産手続開始の申立てが行われたもしくは自ら行った場合または任意整理を開始した場合。
  - (5) 意思能力・行為能力を有しない場合。
  - (6) 過去に本規約に違反し、本サービスの利用停止となったことがある場合。
  - (7) その他本サービスの利用を継続することが適当でない場合。
2. 当社は、会員が前項各号に該当するか否かを確認するために、当社が必要と判断する本人確認等の確認を行うことができ、当該確認が完了するまで本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。当社は、当該提供停止によって当該会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負いません。

### 第37条(反社会的勢力等の排除)

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の遺児運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、会員が反社会的勢力等に該当する場合、またはそのおそれがあると判断した場合、事前に当該会員に通知することなく、本サービスの利用停止等の措置を講じます。当社は、当該措置の理由について一切開示義務を負わず、当該措置によって当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

#### 第38条(秘密保持)

会員は、本サービスに関して当社が当該会員に対して秘密に取り扱うことを求めた非公知の情報または取扱いについて、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

#### 第39条(退会)

1. 会員は、当社所定の方法で当社に退会の通知をすることにより、本サービスから退会し、自己の会員登録を抹消することができるものとします。
2. 会員は、退会にあたり、本サービスに関し、当社に対して負っている債務がある場合は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いをしなければならないものとします。
3. 退会後の会員情報の取扱いについては、第7条の規定にしたがうものとします。

#### 第40条(分離可能性)

本規約の一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、無効または執行不能と判断された部分を除く残りの規定・部分は引き続き有効に存続するものとします。また、無効または執行不能と判断された部分は、有効となるために必要最小限の範囲で修正され、意図した法律的・経済的効果が最大限確保されるように解釈されるものとします。

#### 第41条(準拠法)

本規約は、日本法を準拠法として解釈・適用されます。

#### 第42条(管轄裁判所)

本規約に関する一切の紛争については、その内容に応じ、神戸簡易裁判所または神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018年 3月10日 施行

2019年 1月 6日 改訂

2020年11月24日 改訂

2021年 7月 6日 改訂

2021年 8月23日 改訂

2021年 9月10日 改訂

2021年 9月28日 改訂

2021年11月23日 改訂

2021年12月 6日 改訂

2022年10月18日 改訂

2023年 1月31日 改訂

2023年 4月 4日 改訂

2024年 4月 9日 改訂 同日施行